

## 奈良県農村資源エネルギー推進協議会 規約

### (名称)

第 1 条 この会は、奈良県農村資源エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 協議会は、農業用水利施設を活用した小水力発電等を総合的に推進し、農村地域資源の有効活用と再生可能エネルギー供給システムの実現を図りながら、農業水利施設等の適正な維持管理と農業・農村の活性化、持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等発電施設の計画的な整備の促進に関すること。
- (2) 構成員が実施する小水力等再生可能エネルギー関連事業に係る事務支援及び技術的指導及び助言に関すること。
- (3) 発電施設の導入に係る諸手続きや管理運営に対する助言及び支援に関すること。
- (4) 事業化に向けた概略設計等や土地改良区等の技術力向上のための研修等支援に関すること。
- (5) 小水力等再生可能エネルギーに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第 4 条 協議会の会員は、農業用水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの実施に興味のある市町村、土地改良区等のうち本協議会の趣旨に賛同した者および奈良県、奈良県土地改良事業団体連合会とする。

### (役員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 1 名

### (役員を選任)

第 6 条 会長および副会長の選任は、第 4 条の会員の中から総会において選

任する。

- 2 監事は、会員の所属組織の内から会長が指名する。
- 3 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第 7 条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 本協議会の業務執行および会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

#### (役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (役員報酬)

第 9 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (総会)

第 10 条 会長は、必要に応じ総会を開催し、総会の議長になる。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
- 3 会員は都合により会議を欠席する場合、代理のものを出席させることができることとし、その代理の者の出席を持って当該会員の出席と見なす。総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、または議長に表決を委任することができることとし、この場合においてはその会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決を要する事項で緊急を要する場合は、会長の判断でこれを行うことができる。ただし、次の総会で報告しなければならない。

#### (事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため奈良県土地改良事業団体連合会内に事務局を置く。

(業務の執行)

第 12 条 本協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、必要な事項は、その都度定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 13 条 本協議会は、第 2 条に定める事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条で定めた規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第 12 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資 金)

第 13 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23農振第2885号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要綱」という。)別表 1 の農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(以下、「小水力等推進事業」という。)の実施については、要綱の他に、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領(平成24年4月20日付け23農振第2885号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱(平成25年5月16日付け25食産第363号農林水産事務次官依命通知)(以下、「交付要綱」という。)の定めるところにより交付される補助金等。
- (2) 発電施設整備に対する国からの補助金と固定価格買取制度との調整額について協議化に納付する場合の納入金。
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第 14 条 協議会の資金の取扱方法は、別途定める。

(雑則)

第 15 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の事業年度については、第12条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

